

地方税法の平成27年度税制改正に伴い

# 平成28年度から 軽自動車税の税額を変更

■原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車  
登録されているすべての車の税額が次のとおり変更されます。

車種	ナンバーの色	現行の税額	新税額	
原動機付自転車	50cc 以下	白	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	黄	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	桃	1,600円	2,400円
	ミニカー	水色	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)	白	2,400円	3,600円	
専ら雪上を走行するもの	白	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車 (250cc 超)	白	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	緑	1,600円	2,400円
	その他	緑	4,700円	5,900円

■三輪以上の軽自動車

新車登録の日により、平成27年度の税額が、現行の税額と新税額に分かれています。また、平成28年度からは自然にやさしい環境づくりを進めるために、重課税額（新税額の概ね20%が加算）とグリーン化特例（税額の軽減）が適用されます。

① 現行の税額 新車登録日が平成27年3月31日以前

② 新税額 新車登録日が平成27年4月1日以降

③ 重課税額 初度検査年月（新車登録年月）から13年を経過した車両

※ただし、平成28年度から重課税が適用されるのは、平成14年以前に初度検査（新車登録）を受けた車両のうち、次の車両を除いたものです。

（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車）

④ グリーン化特例（税額の軽減）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録をし、一定の環境性能と燃費性能を有する3輪以上の軽自動車  
※グリーン化特例は、平成28年度分の軽自動車税に限り適用されます。

★★★★ グリーン化特例の対象車両 ★★★★★

- (ア) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車両  
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両
  - (イ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車両  
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両
  - (ウ) 電気自動車・天然ガス自動車  
平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両
- ※（ア）、（イ）については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。  
※ 初度検査年月（新車登録年月）と燃費基準の達成状況は、車検証で確認できます。

車種	① 現行の税額	② 新税額	③ 重課税額 (平成28年度から)	④ グリーン化特例 (平成28年度のみ)				
				25%軽減 (ア)	50%軽減 (イ)	75%軽減 (ウ)		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円		
軽自動車 四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円

■問い合わせ  
税務課市民税担当  
(内線153-155)



モバイルスクリーン (旭公民館)



レーザー&LED光源 プロジェクター (神山公民館)



一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業の助成金を受けて、市内公民館に備品が整備されました。これらの備品は地域のコミュニティ活動に役立てられます。

■問い合わせ  
教育課生涯学習担当  
(内線267)

宝くじの助成により  
コミュニティ備品を購入